

広島県告示第四百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成十九年四月十二日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 保安林予定森林の所在場所

山県郡北広島町春木字免迫一四八の一、一四八の二、一四九、一五一、一五二、一五五、字古城一六六（次の図に示す部分に限る。）、一七〇、一七二から一七四まで、一七五の一、一七五の三、一七六、一七八、一七九の二、一八八の一、一八九の一、一九〇、一九一の一

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県農林水産部農林整備局治山室及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）